

(地Ⅲ192F)

平成21年12月1日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

飯 沼 雅 朗

「新型インフルエンザ治療開始後の注意事項についてのお願い」について及び新型インフルエンザA（H1N1）ワクチンの第5回出荷等のお知らせについて

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

今般、インフルエンザ罹患時の異常行動に関する研究班（岡部班）による報告、及び抗インフルエンザウイルス薬の製薬企業からの副作用報告において、異常行動の報告が急増しているとともに、報告には転落事例も含まれること等から、別添のとおり、厚生労働省において新型インフルエンザ治療開始後の注意事項について取りまとめられ、同省新型インフルエンザ対策推進本部より、本会に対し周知方依頼がありました。

本件は、新型インフルエンザの診療に際しても、従来の季節性インフルエンザ同様に、異常行動発現のおそれがあることが明らかであるため、特に小児・未成年者については、新型インフルエンザを含むインフルエンザと診断され治療が開始された後は、抗インフルエンザウイルス薬の処方の有無を問わず、従来のインフルエンザ同様の配慮を求めるものであります。

また、別添のとおり、同省新型インフルエンザ対策推進本部より、都道府県新型インフルエンザワクチン担当部局宛に、新型インフルエンザA（H1N1）ワクチンの第5回出荷等について事務連絡がなされ、本会に対しても情報提供がありました。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただき、貴会管下郡市区医師会、関係医療機関等に対し、周知方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

事 務 連 絡
平成21年11月30日

社団法人日本医師会 御中

厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部

「新型インフルエンザ治療開始後の注意事項についてのお願い」について（依頼）

標記のお願いについては、別添のとおりですので、貴会会員への御周知方よろしく
お願いいたします。

平成21年11月30日
厚生労働省

新型インフルエンザ治療に携わる医療関係者の皆様へ
(治療開始後の注意事項についてのお願い)

- インフルエンザ罹患時の異常行動及びタミフル服用後の異常行動等について、本年6月16日の安全対策調査会において、「リン酸オセルタミビル（タミフル）について」がとりまとめられ、
 - 1) インフルエンザ自体に伴い、異常行動が発現する可能性があることがより明確になった。
 - 2) タミフルについて現在講じられている措置(注1)は、現在も妥当であり、引き続き医療関係者、患者・家族等に対し注意喚起を図ることが適当である。
 - 3) 同時に、他の抗インフルエンザウイルス薬についても、同様に異常行動等に関する注意喚起(注2)を継続することが適当であるとされています。また、本年9月から、リン酸オセルタミビル（タミフル）、ザナミビル水和物（リレンザ）、アマンタジン塩酸塩（シンメトレル等）においては、改めて注意喚起の徹底を実施しております。
- 一方、インフルエンザ罹患時の異常行動に関する研究班（岡部班）において、新型インフルエンザが99%以上を占める現在のインフルエンザの流行状況に合わせ、異常行動の報告が急増しており、これには抗インフルエンザウイルス薬処方を受けた例並びに抗インフルエンザウイルス薬の処方を受けていない例が共に含まれるとともに、転落例も報告されています。
- また、抗インフルエンザウイルス薬の製薬企業からの副作用報告においても、異常行動の報告が流行に合わせて増加しており、この報告にも転落事例が含まれています。
- 以上のことから、新型インフルエンザの診療に際しても、従来の季節性インフルエンザ同様に、異常行動発現のおそれがあることが異常行動の報告状況からも明らかであるため、以下の点について従来の季節性インフルエンザ同様に御配慮いただきたくお願いいたします。

万が一の事故を防止するための予防的な対応として、特に小児・未成年者については、インフルエンザ（新型インフルエンザを含む）と診断され治療が開始された後は、タミフルの処方の有無を問わず、異常行動発現のおそれがあることから、自宅において療養を行う場合、

- ① 異常行動の発現のおそれについて説明すること
- ② 少なくとも2日間、保護者等は小児・未成年者が一人にならないよう配慮すること

が適切であると考えられます。

このため、インフルエンザ治療に携わる医療関係者においては、患者・家族に対し、その旨説明を行っていただきたい。

(注1)平成19年3月20日の緊急安全性情報：

10歳以上の未成年の患者においては、因果関係は不明であるものの、本剤の服用後に異常行動を発現し、転落等の事故に至った例が報告されている。このため、この年代の患者には、合併症、既往歴等からハイリスク患者と判断される場合を除いては、原則として本剤の使用を差し控えること。

また、小児・未成年者については、万が一の事故を防止するための予防的な対応として、本剤による治療が開始された後は、①異常行動の発現のおそれがあること、②自宅において療養を行う場合、少なくとも2日間、保護者等は小児・未成年者が一人にならないよう配慮することについて患者・家族に対し説明を行うこと。

なお、インフルエンザ脳症等によっても、同様の症状が現れるとの報告があるので、上記と同様の説明を行うこと。

(注2)平成19年12月26日のザナミビル水和物及び塩酸アマンタジンに対する服用・使用後の異常行動等に関する使用上の注意の改訂：

因果関係は不明であるものの、本剤の服用後に異常行動等の精神神経症状を発現した例が報告されている。

小児・未成年者については、異常行動による転落等の万が一の事故を防止するための予防的な対応として、本剤による治療が開始された後は、(1)異常行動の発現のおそれがあること、(2)自宅において療養を行う場合、少なくとも2日間、保護者等は小児・未成年者が一人にならないよう配慮することについて患者・家族に対し説明を行うこと。

なお、インフルエンザ脳症等によっても、同様の症状が現れるとの報告があるので、上記と同様の説明を行うこと。」

事 務 連 絡
平成 21 年 11 月 30 日

都道府県新型インフルエンザワクチン担当部局御中

厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部

新型インフルエンザ A (H1N1) ワクチンの第 5 回出荷等のお知らせについて

日頃より、新型インフルエンザ対策にご協力をいただき有り難うございます。12月7日に国内のワクチン製造販売業者4社から、新型インフルエンザ A (H1N1) ワクチン (以下「新型ワクチン」という。) の第 5 回出荷が予定されています。これに伴い、各都道府県への配分量の詳細等につきましてお知らせします。また、併せて今後の流通等に当たり下記事項にご留意のほど、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 新型ワクチンの第 5 回出荷について

(1) 出荷予定日及び出荷予定量 (4 社合計) は以下のとおりです。

出荷予定日：平成 21 年 12 月 7 日 (月)

出荷予定量 (成人量換算)：

10mL バイアル製剤： 約 248 万回投与分

1mL バイアル製剤： 約 324 万回投与分

合 計： 約 572 万回投与分

(注) 0.5mL を 1 回投与分 (成人量) として計算しています。以下同じ。

(2) 今回、以下の 4 社が新型ワクチンを出荷する予定です。

① 財団法人化学及血清療法研究所

- ② 学校法人北里研究所
- ③ 財団法人阪大微生物病研究会
- ④ デンカ生研株式会社

(3) 流通業者が医療機関まで新型ワクチンを供給するために要する期間は、出荷後1週間から10日程度です。出荷量が順次多くなっていることから、前回と比較し、出荷や流通に時間を要する場合があります。また、地域によって状況が異なりますので、引き続き関係する流通業者と十分に調整していただくようお願いします。

2. 各都道府県への配分量の詳細について

各都道府県への第5回目の配分量の詳細は別紙1のとおりです。なお、この配分は、今回の出荷分の新型ワクチンが主として1歳から小学校3年生までに相当する年齢の方を対象とすることにかんがみ、各都道府県の1歳から9歳(小学校3年生に相当する年齢の者)(出典:平成20年推計人口(総務省))の人数に応じて全体の出荷量を各都道府県ごとに按分し、5(2)に係る防衛省関連医療機関に対する出荷量を差し引いて設定させていただいているものです。

3. 今回の出荷に当たっての留意事項

(1) 今回出荷される製剤の種類は、10mLバイアル製剤と1mLバイアル製剤です。各医療機関への供給に当たって、原則として、集団的な接種を行う医療機関、規模の大きな医療機関等には主に10mLバイアル製剤を、個人病院や診療所などで1日の接種者数が少ないことが予想される医療機関や、小児科等の主に小児への接種を行う医療機関には主に1mLバイアル製剤を供給するよう留意してください。

なお、1mLバイアル製剤のうち、阪大微生物病研究会の製剤は、包装単位が「2本」ですので、配分調整にあたっては、併せてご留意ください。

(2) 今回は、0.5mLシリンジ製剤は出荷されません。次回と同製剤の出荷は12月18日を予定しています。なお、第4回(11月24日)出荷により、仮にすべての妊婦の方が同製剤の接種を希望した場合であっても、当面の同製剤の必要量を満たすものと考えられます。今後の同製剤については、引き続き、接種を受けていない妊婦の方や新たに妊婦となられた方の接種を行う産婦人科等に優先したうえで、なお余裕がある場合は、他の診療科への流通体制の整備も検討をお願いします。また、当該製剤の内容量

は、成人用量（0.5mL）となっていることに留意するよう、配分を行う医療機関には周知をお願いします。

4. 今後の予定について

(1) 原則、毎月2回新型ワクチンの出荷を行うこととしていますが、12月の出荷においては、学校の冬期休暇が開始され、医療機関の年末・年始の休暇等に入る前に接種を行うことができるよう、また年始の接種時期にすみやかに必要量が確保できるよう、以下のとおり3回に分けて出荷を行うこととしています。なお、②の第6回出荷分の都道府県別供給見込量の詳細は別紙2のとおりです。

① 第5回(今回)

平成21年12月 7日(月) 出荷予定量 約572万回分

② 第6回

平成21年12月18日(金) 出荷予定量 約524万回分

③ 第7回

平成21年12月28日(月) 出荷予定量 約446万回分

参考：平成21年12月合計出荷予定量 約1542万回分

(2) 上記③の出荷（詳細日程は別途連絡予定）については、年末・年始にかかることから、予定の変更や流通期間の延長などの可能性があります。なお、その際の出荷が10mLバイアル製剤の最後の出荷となること、出荷の大部分が10mLバイアル製剤になることにご留意ください。

(3) 輸入ワクチンについては、現在、承認申請がなされているところです。輸入ワクチンに係る出荷予定等については、別途、連絡します。

5. その他

(1) 10mlバイアル製剤については、各地方公共団体、受託医療機関等において、予約制度の活用などにより有効活用を図っていただいておりますが、

- ・ 各医療機関において、予約に当たり、「キャンセル待ち」の仕組みを取り入れることや、
- ・ 一定人数の接種人数の確保が難しい状況が多く見られる都道府県においては、接種順位を前倒しして、一度に一定人数の被接種者が確保できるようにする

などの工夫を図ることも併せて検討いただくようお願いします。

(2) 平成21年11月17日付事務連絡「新型インフルエンザ(A/H1N1) ワクチン(国内産)の接種回数、製造計画及び標準的接種スケジュールの変更等について」の1.に示されているように、今後、12月中旬を目途に取りまとめられる予定の中高生を対象とした臨床試験の結果等を踏まえて、「中高生に相当する年齢の者」の接種回数が2回から1回に変更される可能性があります。また、優先接種対象者の全員が接種を受けること(接種率100%)を前提に現在の接種計画が作成されていますが、既に感染した方が1千万人を超えていると推計されていること等も鑑みると、必ずしも全員が接種を受けないことも考えられます。

こうした状況を踏まえると、今後、接種計画を前倒しさせていただく可能性もあることから、各都道府県におかれては、今後、接種状況等を踏まえて速やかな対応が図られるよう、予め流通体制の準備方をお願いします。

(3) 防衛省関連医療機関については、各医療機関が個々に新型ワクチンの卸売販売業者との購入契約ができないことから、厚生労働省から防衛省に対して直接供給を行うこととしています。

従って、今回の出荷に際しては、厚生労働省から防衛省を経由して貴都道府県内に所在する防衛省関連医療機関に直接供給を行うワクチン量(当該医療機関に入院する基礎疾患を有する者への供給量)を差し引かせていただいておりますので、予めご了承ください。

(4) 新型ワクチンの各医療機関への購入価格等については、平成21年10月14日付事務連絡「新型インフルエンザ(A/H1N1)ワクチンの購入価格等について」において、周知徹底をお願いしているところですが、安定供給確保のため、国が新型ワクチンの流通管理をしていること、公正取引委員会において確認された仕組みであること等に留意いただき、貴管下関係者(市町村、医療機関、卸売販売業者、販売業者等)に対し、上記事務連絡の内容(特に、購入価格等は一律の価格とされたいこと)につき再度、周知徹底をお願いします。

第5回 都道府県供給量(1mLバイアル、10mLバイアル)

	都道府県の投 与回数合計	都道府県が各受託医療機関へ納 入決定する量		化血研製造(10mL=18回投与分)		北里研究所製造 1mLバイアル				デンカ生研製造 1mLバイアル				阪大徹研製造 1mLバイアル		参考		
		1mL(本)	10mL(本)	2482560 [投与回数]	10mLバイア	490,000 [投与回数]				511,300 [投与回数]				2,240,000 [投与回数]		防衛省 1504 投与回数	化血研 80本 1,440投与回数	デンカ生研 32本 64投与回数
				2183220回	299340回	245,000本				255,560本				1,120,000本				
		アステラス	化血研	第一三共	北里薬品	アステラス		武田薬品		田辺三菱		アステラス						
		245000回	122500本	245000回	122500本	255736回	127868本	255564回	127782本	224000回	1,120,000本							
01 北海道	221,916	62,871	5,343	96,174	5,343	9,496	4,748	9,496	4,748	9,918	4,959	9,916	4,958	86,916	43,458	26	1	4
02 青森県	58,398	16,527	1,408	25,344	1,408	2,498	1,249	2,498	1,249	2,608	1,304	2,606	1,303	22,844	11,422			
03 岩手県	57,826	16,367	1,394	25,092	1,394	2,472	1,236	2,474	1,237	2,584	1,292	2,580	1,290	22,624	11,312			
04 宮城県	103,806	29,331	2,508	45,144	2,508	4,436	2,218	4,434	2,217	4,626	2,313	4,626	2,313	40,540	20,270	4		2
05 秋田県	41,796	11,835	1,007	18,126	1,007	1,790	895	1,790	895	1,868	934	1,866	933	16,356	8,178			
06 山形県	51,046	14,426	1,233	22,194	1,233	2,182	1,091	2,180	1,090	2,276	1,138	2,274	1,137	19,940	9,970			
07 福島県	93,692	26,569	2,253	40,554	2,253	4,006	2,003	4,008	2,004	4,196	2,098	4,192	2,096	36,736	18,368			
08 茨城県	134,528	38,077	3,243	58,374	3,243	5,748	2,874	5,748	2,874	6,012	3,006	6,006	3,003	52,640	26,320			
09 栃木県	91,892	26,083	2,207	39,726	2,207	3,936	1,968	3,934	1,967	4,118	2,059	4,114	2,057	36,064	18,032			
10 群馬県	93,692	26,569	2,253	40,554	2,253	4,006	2,003	4,008	2,004	4,196	2,098	4,192	2,096	36,736	18,368			
11 埼玉県	321,196	91,010	7,732	139,176	7,732	13,836	6,918	13,834	6,917	14,350	7,175	14,336	7,168	125,664	62,832	1080	60	
12 千葉県	274,062	77,631	6,600	118,800	6,600	11,734	5,867	11,736	5,868	12,254	6,127	12,242	6,121	107,296	53,648			
13 東京都	505,332	142,929	12,193	219,474	12,193	21,608	10,804	21,606	10,803	22,540	11,270	22,540	11,270	197,564	98,782	362	19	10
14 神奈川県	404,024	114,415	9,733	175,194	9,733	17,296	8,648	17,298	8,649	18,054	9,027	18,042	9,021	158,140	79,070	6		3
15 新潟県	101,700	28,683	2,463	44,334	2,463	4,336	2,168	4,334	2,167	4,528	2,264	4,524	2,262	39,644	19,822			
16 富山県	48,844	13,775	1,183	21,294	1,183	2,082	1,041	2,082	1,041	2,174	1,087	2,172	1,086	19,040	9,520			
17 石川県	53,818	15,236	1,297	23,346	1,297	2,304	1,152	2,306	1,153	2,404	1,202	2,402	1,201	21,056	10,528			
18 福井県	38,450	10,864	929	16,722	929	1,642	821	1,642	821	1,714	857	1,714	857	15,016	7,508			
19 山梨県	39,020	11,023	943	16,974	943	1,666	833	1,666	833	1,740	870	1,738	869	15,236	7,618			
20 長野県	101,702	28,684	2,463	44,334	2,463	4,336	2,168	4,336	2,168	4,528	2,264	4,524	2,262	39,644	19,822			
21 岐阜県	98,762	28,033	2,372	42,696	2,372	4,230	2,115	4,228	2,114	4,426	2,213	4,422	2,211	38,760	19,380			
22 静岡県	175,852	49,748	4,242	76,356	4,242	7,522	3,761	7,522	3,761	7,842	3,921	7,846	3,923	68,764	34,382	10		5
23 愛知県	365,490	103,563	8,798	158,364	8,798	15,656	7,828	15,658	7,829	16,346	8,173	16,330	8,165	143,136	71,568			
24 三重県	86,848	24,632	2,088	37,584	2,088	3,724	1,862	3,724	1,862	3,888	1,944	3,884	1,942	34,044	17,022			
25 滋賀県	70,814	20,098	1,701	30,618	1,701	3,038	1,519	3,036	1,518	3,172	1,586	3,170	1,585	27,780	13,890			
26 京都府	114,688	32,414	2,770	49,860	2,770	4,900	2,450	4,900	2,450	5,116	2,558	5,112	2,556	44,800	22,400			
27 大阪府	403,638	114,258	9,729	175,122	9,729	17,272	8,636	17,272	8,636	18,034	9,017	18,018	9,009	157,920	78,960			
28 兵庫県	259,838	73,579	6,260	112,680	6,260	11,124	5,562	11,126	5,563	11,608	5,804	11,604	5,802	101,696	50,848	6		3
29 奈良県	61,262	17,338	1,477	26,586	1,477	2,622	1,311	2,622	1,311	2,734	1,367	2,734	1,367	23,964	11,982			
30 和歌山県	43,694	12,316	1,059	19,062	1,059	1,862	931	1,862	931	1,946	973	1,942	971	17,020	8,510			
31 鳥取県	26,710	7,613	638	11,484	638	1,142	571	1,142	571	1,204	602	1,202	601	10,536	5,268			
32 島根県	31,290	8,904	749	13,482	749	1,338	669	1,338	669	1,406	703	1,406	703	12,320	6,160			
33 岡山県	90,854	25,771	2,184	39,312	2,184	3,896	1,948	3,896	1,948	4,066	2,033	4,064	2,032	35,620	17,810			
34 広島県	132,258	37,437	3,188	57,384	3,188	5,660	2,830	5,660	2,830	5,910	2,955	5,904	2,952	51,740	25,870			
35 山口県	62,404	17,666	1,504	27,072	1,504	2,670	1,335	2,670	1,335	2,786	1,393	2,786	1,393	24,420	12,210			
36 徳島県	32,916	9,393	785	14,130	785	1,412	706	1,412	706	1,484	742	1,482	741	12,996	6,498			
37 香川県	45,802	12,965	1,104	19,872	1,104	1,960	980	1,960	980	2,046	1,023	2,044	1,022	17,920	8,960			
38 愛媛県	62,404	17,666	1,504	27,072	1,504	2,670	1,335	2,670	1,335	2,790	1,395	2,786	1,393	24,416	12,208			
39 高知県	31,702	9,074	753	13,554	753	1,372	686	1,372	686	1,432	716	1,428	714	12,544	6,272			
40 福岡県	232,266	65,796	5,593	100,674	5,593	9,946	4,973	9,946	4,973	10,382	5,191	10,378	5,189	90,940	45,470	4		2
41 佐賀県	40,832	11,506	990	17,820	990	1,740	870	1,740	870	1,816	908	1,812	906	15,904	7,952			
42 長崎県	65,844	18,639	1,587	28,566	1,587	2,818	1,409	2,818	1,409	2,942	1,471	2,940	1,470	25,760	12,880			
43 熊本県	83,582	23,656	2,015	36,270	2,015	3,576	1,788	3,576	1,788	3,728	1,864	3,732	1,866	32,700	16,350	6		3
44 大分県	52,672	14,915	1,269	22,842	1,269	2,254	1,127	2,254	1,127	2,354	1,177	2,352	1,176	20,616	10,308			
45 宮崎県	52,672	14,906	1,270	22,860	1,270	2,254	1,127	2,254	1,127	2,352	1,176	2,348	1,174	20,604	10,302			
46 鹿児島県	78,438	22,200	1,891	34,038	1,891	3,356	1,678	3,356	1,678	3,504	1,752	3,500	1,750	30,684	15,342			
47 沖縄県	83,588	23,659	2,015	36,270	2,015	3,576	1,788	3,576	1,788	3,734	1,867	3,732	1,866	32,700	16,350			
全国	5,723,860	1,620,650	137,920	2,482,560	137,920	245,000	122,500	245,000	122,500	255,736	127,868	255,564	127,782	2,240,000	1,120,000	1504	80	32

都道府県配分割合は、各都道府県の「1歳から9歳(小学校3年生に相当する年齢の者)」の人数比に基づいて算出している。
出典:平成20年推計人口

第6回 都道府県供給見込量

1ml、10ml供給分		
	都道府県 配分割合(%)	配分量 (投与回数)
	全国	100.0
1	北海道	4.20
2	青森県	1.10
3	岩手県	1.08
4	宮城県	1.79
5	秋田県	0.86
6	山形県	0.96
7	福島県	1.65
8	茨城県	2.33
9	栃木県	1.60
10	群馬県	1.64
11	埼玉県	5.36
12	千葉県	4.70
13	東京都	8.76
14	神奈川県	6.64
15	新潟県	1.85
16	富山県	0.86
17	石川県	0.95
18	福井県	0.66
19	山梨県	0.69
20	長野県	1.74
21	岐阜県	1.73
22	静岡県	3.03
23	愛知県	6.07
24	三重県	1.54
25	滋賀県	1.21
26	京都府	1.99
27	大阪府	7.02
28	兵庫県	4.61
29	奈良県	1.06
30	和歌山県	0.82
31	鳥取県	0.47
32	島根県	0.56
33	岡山県	1.58
34	広島県	2.35
35	山口県	1.15
36	徳島県	0.61
37	香川県	0.82
38	愛媛県	1.14
39	高知県	0.60
40	福岡県	4.15
41	佐賀県	0.75
42	長崎県	1.22
43	熊本県	1.50
44	大分県	0.96
45	宮崎県	0.93
46	鹿児島県	1.38
47	沖縄県	1.31

※ 配分量は実際の製造結果や配送時の包装単位によって変更になる場合がある。

※ 都道府県配分割合は、「基礎疾患を有する者」、「1歳から6歳(就学前に相当する年齢の者)」、「1歳未満の小児の保護者(0歳児の人口)」、「小学校4～6年生」の人数比に基づいて算出している。

【出典】

基礎疾患を有する者

1歳～6歳(就学前の「平成20年推計人口」(総務省)

1歳未満の小児の保護者(0歳児の人口に2を乗じた人数比で代替)「平成20年推計人口」(総務省)

小学校4～6年生「平成20年学校基本調査」(文部科学省)

第6回都道府県供給予定量

	0. 5mlシリンジ供給分	
	都道府県 配分割合 (%)	配分量 (ドーズ)
全 国	100	550,000
01北海道	3.76	20,600
02青 森	0.93	5,200
03岩 手	0.94	5,200
04宮 城	1.82	10,000
05秋 田	0.68	3,800
06山 形	0.84	4,600
07福 島	1.55	8,600
08茨 城	2.25	12,400
09栃 木	1.58	8,600
10群 馬	1.56	8,600
11埼 玉	5.55	30,600
12千 葉	4.79	26,400
13東 京	9.72	53,400
14神奈川	7.26	40,000
15新 潟	1.69	9,200
16富 山	0.80	4,400
17石 川	0.93	5,200
18福 井	0.65	3,600
19山 梨	0.63	3,400
20長 野	1.66	9,200
21岐 阜	1.60	8,800
22静 岡	3.00	16,400
23愛 知	6.51	35,800
24三 重	1.43	7,800
25滋 賀	1.24	6,800
26京 都	2.00	11,000
27大 阪	7.09	39,000
28兵 庫	4.48	24,600
29奈 良	1.01	5,600
30和歌山	0.72	4,000
31鳥 取	0.45	2,400
32島 根	0.52	2,800
33岡 山	1.56	8,600
34広 島	2.34	12,800
35山 口	1.06	5,800
36徳 島	0.54	3,000
37香 川	0.79	4,400
38愛 媛	1.06	5,800
39高 知	0.53	3,000
40福 岡	4.28	23,600
41佐 賀	0.72	4,000
42長 崎	1.12	6,200
43熊 本	1.51	8,200
44大 分	0.94	5,200
45宮 崎	0.94	5,200
46鹿 児 島	1.42	7,800
47沖 縄	1.53	8,400

※配分量は実際の製造結果や配送時の包装単位によって変更になる場合がある。
 ※都道府県配分割合は「妊婦」の人数比に基づいて算出している。

【出典】

妊婦(出生数で代替)「平成20年人口動態調査」(厚生労働省)